

男鹿市規則第5号

男鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年男鹿市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の届出は、扶養親族届（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第6条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上（<u>満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>）<u>あつては、年額150万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の届出は、扶養親族届（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第6条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。